



平成23年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社 山陰合同銀行
代 表 者 名 取締役頭取 古 瀬 誠
コ ー ド 番 号 8381 東証第1部
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 青山 隆一
(TEL 0852-55-1000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成23年5月13日開催の取締役会において、平成23年6月24日開催予定の第108期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

執行役員制度を導入することに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

- (1) 執行役員制度の導入に併せて、取締役会が的確かつ迅速な意思決定を行うことができるよう、現行定款第19条の取締役の員数を20名以内から10名以内に変更するものであります。
- (2) 副頭取、専務、常務については、執行役員としての役割とするため、現行定款第22条第2項から「取締役副頭取」「専務取締役」および「常務取締役」を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成23年6月24日(金)
定款変更の効力発生日	平成23年6月24日(金)

注： 当行は、平成23年4月27日開催の取締役会において、「経営に関する意思決定機能および業務執行監督機能」と「業務執行機能」を明確に分離し、コーポレートガバナンスの強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入することを決議しております。なお、執行役員制度は、平成23年6月24日開催予定の当行第108期定時株主総会終結時をもって導入する予定です。

以 上

本件に関するお問合せは下記にお願いします。

経営企画部 経営政策グループ 長谷川 TEL (0852) 55-1000 (内線 1019)

別紙

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数) 第 19 条 当銀行の取締役は <u>20</u>名以内とする。</p> <p>(代表取締役、役付取締役) 第 22 条 (条文省略)</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役頭取、<u>取締役副頭取各 1 名、専務取締役 3 名以内、常務取締役若干名</u>を定めることができる。</p>	<p>(取締役の員数) 第 19 条 当銀行の取締役は <u>10</u>名以内とする。</p> <p>(代表取締役、役付取締役) 第 22 条 (現行のとおり)</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役頭取各 1 名を定めることができる。</p>